

学位論文審査の結果の要旨

氏名	恩和吉日嘎拉 (オンワジリガラ)
審査委員	主査 古塚秀夫 ㊞
	副査 小林 一 ㊞
	副査 内田和義 ㊞
	副査 能美 誠 ㊞
	副査 糸原義人 ㊞
題目	農業を対象とした中日両国の制度会計に関する研究 (Research on Agricultural System Accounting of China and Japan)
審査結果の要旨 (2,000字以内)	
<p>現在、国際財務報告基準（以下IFRSと略す）は100カ国以上で強制適用、または任意適用となっている。今後、各国にIAS第41号「農業」（以下IAS41と略す）の導入が予想される。したがって、中日両国では農業の財務会計の現状と課題を明らかにして、IFRSへどのように対応するかについて検討することが喫緊の課題である。さらに、財務会計と同様に重要な制度会計である税務会計において、農業を対象とした税務会計の現状と課題を明らかにすることも重要な課題となっている。また、IFRSのなかでも特に注目されるのはキャッシュ・フロー計算書（以下C/Fと略す）である。注目される最大の理由は個別経営体における収支計算と損益計算の乖離であるが、中日両国では農業会計における乖離問題に関する研究成果はみられない。</p> <p>そこで、本論文では農業を対象とした中日両国の制度会計の現状と課題を明らかにすることを研究目的とした。そして、この研究目的を達成するために、第1に、IFRSの概要を明らかにして、中国と日本において会計基準がIFRSへ収れんする現状を考察した。第2に、IAS41と中日両国の農業会計基準の相違点を明らかにした。第3に、中国の農業関連会社における収支計算と損益計算の乖離の現状と要因について検討した。このために①上場農業関連会社9社の10年間の平均財務諸表を作成して、その財務諸表分析を行った。②乖離額、乖離率と寄与率によって乖離とその要因を分析した。第4に、日本の農家経済における収支計算と損益計算の乖離の現状と要因を検討した。このために農林水産省の統計データを加工して、農家経済のC/Fを作成した。②乖離額、乖離率と寄与率によって乖離とその要因を分析した。第5に、中日両国において農業における財務会計と税務会計の比較検討を行って、農業の税務会計における課題を明らかにした。最後に、上述した第1から第5を総括して、農業を対象とする中日両国の制度会計の現状と課題を明らかにした。本論文で明らかにした具体的内容は次のとおりである。第1に、中日両国における会計基準の国際化についてである。①中国では、会計基準の国際化とともに会計制度を整備したため、会計基準の国際化の進展は日本より速かった。その2として、中国の会計基準には既にIAS41が導入されていた。第2に、中国における農業</p>	

の財務会計についてである。①自己育成資産には、減損会計が採り入れられていた。②家族経営の農業会計は確立されていなかった。③当期業績主義の下にある新個別基準第5号「生物資産」について、今後も国際的調和化を図るためにIAS41を積極的に採り入れていくことが推察された。第3に、日本の農業の財務会計についてである。①増価・減価に関する研究成果と低価法の強制適用から会計基準の国際化を図っていることがわかった。②農業の財務会計はまだ制度化されていなかった。第4に、中国の農業関連企業における収支計算（ネット・キャッシュ・フロー）と損益計算（当期純利益）の乖離についてである。①乖離が拡大する傾向はみられず、乖離の変動が大きいことを明らかにした。②乖離をプラス方向に大きくする要因として、借入金、増資、財務投資の回収の3つを、また、乖離をマイナスの方向に大きくする要因として、債務返済、事業投資、財務投資または配当および支払利息の3つを明らかにした。第5に、日本の農家経済における収支計算（ネット・キャッシュ・フロー）と損益計算（農家経済余剰）の乖離についてである。①1985年以後は健全な資金循環を実現していた。②1970年～1995年までが「乖離の拡大期」、1995年～2003年までが「乖離の縮小期」であることを明らかにした。③「乖離の拡大期」では固定資産の購入支出が乖離の拡大の最大の要因であるが、規模が大きいほど借入金の返済支出が乖離の拡大に与える影響は大きかった。「乖離の縮小期」では規模が大きいほど営業活動の減価償却費が乖離の縮小に与える影響は大きかった。④大規模経営においてC/Fの分析指標の重要性が大きかった。第6に、中国における農業の税務会計についてであるが、次の5つ課題を明らかにした。すなわち、①農産物に関しては低価法を適用しないこと、②自己育成資産の育成期における支出が資産化すること、③生産性生物資産における減価償却費の計上開始時点に関する規定が明確でないこと、④生産性生物資産における耐用年数および残存価額に関する規定が合理的ではないこと、⑤農具の税務処理に関わる有形固定資産の定義が合理的でないことの5つであった。第7に、日本における農業の税務会計について1つの課題を明らかにした。すなわち、収穫基準、半収穫基準が適用できる条件から判断して、現在、農業にこれを摘要することは相応しくないということであった。

以上のように、本論文では、中日両国の農業に関する制度会計として、財務会計と税務会計を取り上げて、両国の比較研究を織り込んでその現状と課題を明らかにしているが、このなかで、とくに、財務会計において①両国におけるC/Fの重要性と②収支計算と損益計算の乖離の現状とその要因を明らかにした研究は会計学上、先駆的な研究として高く評価でき、学位論文として十分な価値を有するものと判定した。